1 一般規定

第１．信義誠実の原則（信義則）

総合 9頁

信義則違反を肯定した判例

①貸金業者と債務者との間で金銭消費貸借取引が継続される中で、期限の利益喪失特約所定の分割弁済の懈怠があった場合に、貸金業者が一括請求せず、期限の利益喪失が生じていないと誤信させるような対応をしていたときに、当該貸金業者が期限の利益の喪失を主張することは、債務者の信頼を裏切るものであり、信義則に反する（最判平21.9.11） 短 司H25-1-3

②土地の売買契約において、買主が売買契約により所有権を取得し、その引渡しをも受けた後に、売主が、買主不知の間に、当該土地に第三者のため根抵当権及び地上権の設定登記をしたという事情がある場合に、売主が残代金の支払を催告し、その不払を理由に土地の売買契約を解除しても、かかる催告は信義則に反し無効（最判昭43.5.30） 短 司H25-1-1

∵　買主において売主の催告に応じて残代金を支払っても、将来所有権を失う等不測の損害を被るおそれがある

③不動産の共同相続人の一人が、単独相続をしたとして、その旨の所有権移転登記を経由した上、当該不動産に抵当権を設定し登記を経由したときは、自己が取得した持分を超える持分についての抵当権の無効を主張して抹消登記手続を請求することは、信義則に反する（最判昭42.4.7） 短 司H25-1-4

第２．権利濫用

総合 10頁

権利濫用を肯定した判例

借地人が建物を所有している土地を借地権付きの土地として著しく安価で購入した者が、借地人が建物登記を有しないのを知り、これに乗じて明渡請求をすることは、権利濫用に当たる（最判昭43.9.3） 短 司H18-18-3